

事務連絡
令和2年5月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生食品安全企画課
検疫所業務管理室

「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」に係る帰国者フォローアップシステムの導入に向けた事前準備について（依頼）

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）における帰国者の健康フォローアップについては、「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付事務連絡、令和2年4月10日最終改正。）においてお示ししたとおり、都道府県等の事務負担を軽減するとともに、健康フォローアップを受ける本人の負担を軽減するため、健康フォローアップの一部をLINE株式会社が提供するアプリケーション（以下「LINEアプリ」という。）により実施しているところです。

今般、都道府県等から要望が寄せられた、

- ・検疫所から都道府県等に送付する健康フォローアップの対象者名簿（以下「別紙1」という。）とLINEアプリによる健康フォローアップの紐づけを保健所でしなければならないこと
- ・過去の健康フォローアップの履歴を管理するには、都道府県等において、別途名簿を整理しなければならないこと

などの課題を解消し、都道府県等の健康フォローアップに係る事務負担をできるだけ軽減するため、別紙1とLINEアプリによる健康フォローアップを一元的に管理できる「帰国者フォローアップシステム」の運用を開始することとしましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、管轄保健所等に対して、別紙「帰国者フォローアップシステムの導入準備について」に則して必要な情報を直接ご登録いただくよう、周知をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○帰国者フォローアップシステムを活用することについて

1. 帰国者フォローアップシステムの特徴

帰国者フォローアップシステムを保健所で導入することにより、都道府県等において、検疫所から送付された情報をメール等により保健所に伝達する作業、LINEから送付される健康フォローアップ結果（個人情報保護の観点から個人情報が一部の情報のみに制限して記載されている。）を別紙1と紐づける作業、保健所から都道府県等を経由して検疫所及び健康フォローアップセンターへ報告する作業等を行う必要がなくなり、都道府県等および保健所の事務負担が大幅に軽減されることを見込んでいます。

- ・検疫所で作成した別紙1を、厚生労働省健康フォローアップセンター（以下「健康フォローアップセンター」という。）又は検疫所が同システムにアップロードする。
- ・健康フォローアップセンター又は検疫所がアップロードした別紙1は、同システムの利用登録をした都道府県等、保健所において閲覧可能となる。
- ・LINEアプリによる健康フォローアップ結果が、別紙1に反映され、対象者の基本情報（氏名、住所等）と紐付けられた状態で閲覧することが可能となる。
- ・LINEアプリ等を用いず、個別に対象者と連絡を取った場合のフォローアップ結果を、保健所で登録可能となる。
- ・健康フォローアップセンター、検疫所、都道府県等及び保健所が、フォローアップ結果を反映した別紙1を閲覧できることから、健康フォローアップセンター及び検疫所への報告が不要となる。

2. 利用開始時期

令和2年5月11日（予定）より本システムの利用が可能となります。

本システムの利用開始に向けて、保健所の端末にクライアント証明書のインストールの作業が必要となります。作業方法については、連絡先のメールアドレスをご登録いただいた保健所に対して、委託先事業者である株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティングより、5月2日以降、順次ご連絡させていただきます。

各都道府県等又は保健所において、ネットワークの設計、セキュリティ等が異なるため、導入に時間を要する可能性があります。各都道府県又は保健所において、利用開始時期に間に合わない場合は、導入の対応ができるようになった時点で、順次導入を進めていただくようお願いいたします。

3. 導入完了に係る連絡について

管轄保健所の導入が全て完了した都道府県等につきましては、健康フォローアップセンターの以下メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

管轄保健所の導入が全て完了次第、検疫所からの別紙1の送付を中止することといたします。

厚生労働省健康フォローアップセンター

メールアドレス：follow-up@mhlw.go.jp

4. 移行期間

本システムには、令和2年5月11日以降に検疫所から健康フォローアップを開始するようご連絡する方の情報が掲載されることとなります。したがって、令和2年5月10日以前に健康フォローアップを開始した方の健康フォローアップが終了するまでに間は、移行期間として、令和2年5月10日以前に検疫所から別紙1により健康フォローアップを開始するようご連絡した方のLINEアプリによる健康フォローアップの結果を、引き続き、メール等によりご連絡することとなりますので、これまでの運用と本システムを導入した後の運用を平行して行っていただくこととなります。ご負担をおかけして大変恐縮ですが、以下のとおり運用していただくようお願いいたします。

- ・令和2年5月10日以前に検疫所から別紙1により健康フォローアップを開始するようご連絡した方（本システムの導入前に検疫所から送付された別紙1に掲載されている方）については、これまでの運用のとおり、別紙1とLINEアプリによる健康フォローアップ結果を紐づけ、LINEアプリを活用しない方は電話やメールで健康フォローアップを行っていただくようお願いいたします。
- ・令和2年5月11日以降に健康フォローアップを開始する方の情報（本システムの導入後に健康フォローアップの開始をご連絡する方）は、当システムを閲覧し、本システムに掲載されている情報を基に、健康フォローアップを行っていただき、医療機関の受診勧奨等の健康フォローアップの結果を本システムに入力していただくようお願いいたします。

5. 委託先事業者及び本システムの導入に係る照会先

株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング

メールアドレス：covid19@bigtreetc.com

<照会先>

○株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング
メールアドレス：covid19@bigtreetc.com

○厚生労働省フォローアップセンター
メールアドレス：follow-up@mhlw.go.jp